

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第11回臨時会	11月14日	開	会
	11月14日	閉	会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 11 月 14 日（金曜日）

第 11 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年11月14日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤孝志君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	仲村孝二君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道事業所長	羽生芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課財産管理係長	阿部誠君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤通君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	芳賀俊幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

議事日程 第1号

平成26年11月14日(金曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 2 8 号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 第 6 議案第 1 2 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第 1 3 0 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 1 3 1 号 普通財産の貸付けについて
- 第 9 議案第 1 3 2 号 字の区域の変更について
- 第 1 0 議案第 1 3 3 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 0 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

急に冬がやってまいりました。皆さんには体調管理をしっかりと行っていただきたいと思います。

また、国のほうでは大変な大きな政局が動きそうでございます。余り復興には影響のないように願っているところでございます。

本日、今年のきょうがちょうど改選後の初議会でございます。丸1年がたっております。皆さんには今年のあの初心を思い起こして、今後議会に臨んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第11回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番及川幸子君、4番小野寺久幸君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付

したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第11回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成26年度第10回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、南三陸町産業フェアの開催についてご報告をさせていただきます。

10月26日、ベイサイドアリーナ周辺を会場に、東日本大震災後初めてとなる「2014南三陸町産業フェア」を開催いたしました。震災以前は、地域の産業が一堂に会した秋の一大イベントとして開催しておりましたが、産業基盤の復旧を優先にこれまで開催を見合わせておりました。

本年度におきましては、各産業団体の皆様から復興に向けてぜひ復活させたいとの強い要望をいただき、3年ぶりに開催することができたことは、にぎわいのあるまちづくりにおいて産業振興の必要性を強く意識するいい機会になったものと感じております。

産業フェア当日は天候にも恵まれ、第40回志津川湾鮭まつり福興市と共同開催し、あわせてさんさん商店街、伊里前福幸商店街を結ぶ無料シャトルバスを運行させるなど、両商店街との連携も図ったことから1万2,000人もの皆様にご来場いただき盛況のうちに終了することができました。

次年度以降の開催につきましても、各産業団体との協力体制のもと、内容の充実を図り、南三陸町を存分にお楽しみいただくイベントとして定着させてまいりたいと思います。

次に、11月9日に実施をいたしました「平成26年度南三陸町総合防災訓練」についてご報告を申し上げます。

過般、制定をいたしました「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に基づく今年度の訓練は、地震・津波の発生といった従来からの想定に、近年国内において大規模な土砂災害が多発していることに鑑み、大雨により土砂災害警戒情報が発表されたという想定事象を新たに加え、災害の発生時等においてはみずからの命を守るために最善を尽くす自助、そしてみずからの安全が確保された後においてはお互い助け合う共助、これら意識行動について再確認

いただき、あわせて町を初めとした防災関係機関の初動体制の確立を図ることを主たる目的として実施したところであります。

今年度の訓練は陸上自衛隊東北方面隊震災対処訓練「みちのくアラート2014」の最終日にも当たり、かつ本町が当該訓練における宮城県のメイン会場ともされたことから避難広報の実施やご家庭、地域内における安否の確認、より高くより安全な場所への避難といった従来からの活動に加え、陸上自衛隊による航空偵察や避難者要救護者の輸送訓練、さらには倒壊家屋からの救出救助訓練の演練もなされたところであります。

また、災害時における支援協定に基づき、ヘリ運用に係る特定非営利活動法人や宮城県トラック協会登米本吉支部の協力のもと、医薬品や避難所向け物資の緊急輸送訓練も新たに実施したところであります。

訓練には、消防団等町の機関のほか、前述の陸上自衛隊、南三陸消防署ほか消防機関、気仙沼海上保安署等といった15の防災関係機関、そして各行政区、仮設住宅団地の皆様、おおむね5,500人の方々に参加をいただいたものと推計をいたしております。今後におきましても、防災減災に向けた意識のさらなる普及啓発を初めとし、安心して暮らせる安全なまちづくりについてより強力に展開をしていく考えであります。

次に、町税等の過誤納に係る還付加算金についてご報告させていただきます。

先月末から今月にかけての新聞報道において国民健康保険制度の還付加算金の未払いに係る記事が掲載されましたが、当町においても同様の事案が発生しており、鋭意調査中であります。今回の事案は、国民健康保険税等の過誤納などによる納め過ぎた税金の還付の際に算定する加算金の計算において、もととなる起算日の解釈の相違から結果的に利子相当額が未払いとなっていたものであります。

現在、精査を行い、不足する額を確定する作業を行わせておりますが、国民健康保険税、介護保険料など件数で230件、金額で46万円程度と見込んでおります。確定次第、速やかに対象者に送金できるように指示しておりますが、対象者となる皆様には心からおわびを申し上げます。なお、今後はこのような事態が生じないよう、法令等の解釈力の向上を図り、あわせてチェック体制を強化するなど再発防止に万全を期する所存であります。

次に、クリーンセンター内に保管しております焼却灰の処分についてご報告いたします。

懸案でございましたごみ焼却処理業務委託事業に伴う焼却灰の処分先につきましては、これまで多方面に受け入れ先を求めているところでございますが、今般かねてから協議を進めておりました山形県村山市にご理解を得て村山市で最終処分場を運営する株式会社アシストと

の協議が調い、去る10月24日業務委託契約を締結いたし、11月11日にクリーンセンターからの運搬を開始したところであります。

今後におきましては、クリーンセンターに保管している焼却灰の処分を早急に終え、あわせてこれから発生する焼却灰についても村山市で処分を行うこととしておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第128号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第128号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業により、町が取得した土地の財産処分等が一定の条件のもと可能になったことから、復興事業の推進及び土地の有効活用を図るとともに、市街地エリア等における企業立地や産業集積に随時の対応可能とするための運用について必要な規定を定

めたいため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第128号の細部説明をさせていただきます。

議案書2ページの改正文とあわせまして、議案関係参考資料3ページをご用意いただきたいと思えます。

南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正でございますけれども、今回ご提案する理由につきましては大きく2つございます。

まず、第1点目でございますけれども、町長提案説明であったように、現在防災集団移転促進事業により被災した移転元地の買い取りが進んでおりまして、町有地化が進んでおります。この土地の処分につきましては、従前には土地の取得に係る財源が復興交付金という国庫補助金であったことから国からは認められておりませんでした。しかし、この考え方が本年6月に国道交通省から一定の条件のもとに財産処分しても構わないという事務連絡を受けまして、町としても町有地の有効活用の観点から条例上の条件整備を図るものです。

まず、議案関係参考資料3ページをごらんください。

今後進める具体的な財産処分の内容は土地の交換、譲渡、貸し付けとなりますけれども、そのうち、土地の交換については現行条例では第2条の普通財産の交換については第1号及び第2号の規定において町や国、その他地方公共団体が公共用の事業に供するために財産の交換を必要とするときというように限定しておりました。今般、この第2条の規定に新たに第3号として防災集団移転事業で取得した土地について交換を希望する方がその土地の利用が復興に資するものであれば、町の土地と交換を可能とすべく既定の追加をするものでございます。

次に、議案関係参考資料4ページをごらんください。

第4条普通財産の無償貸付、または減額貸付の規定に新たに第4号を追加しております。この規定は防集で取得した土地を処分するためには、取得するために要した国庫補助金の額の確定などその事務手続に一定の期間を要するために、その期間につきましては当該の土地を無償または減額貸付の対象とするものでございます。以上が、条例改正理由の第1点になります。

次に、第2点目は4ページの新旧対照表第4条に、第5号として普通財産を貸し付けを受け

た者が、当該普通財産を町長が地域経済の活性化に資するために特に必要と認めた事業の用に供するときには無償または減額貸付ができるという限定列举に1号加える内容となっております。この規定を追加する理由は、市街地等への企業立地、産業集積に随時の対応を今後必要とすることによります。

続いて、議案関係参考資料5ページから6ページをごらんください。

本条例の改正につきましては、それぞれ施行日の異なる2本立ての改正条例となっております。最初にご説明いたしました防集事業で取得した土地のうち、志津川市街地の土地区画整理敷地内にある土地につきましては、仮換地が完了するのが来年6月末の予定でございますので、その間は処分の対象とすることはできません。したがって、改正文の第1条では土地区画整理事業の事業地内の土地については、処分対象から除いた内容となっております。それを改正文第2条でその縛りを全て外した形の内容に改めて、その条例の施行日を平成27年7月1日からとしております。

条例の改正内容は以上でございますが、続いて議案関係参考資料7ページ以降の財産処分の具体的な手続等につきまして復興市街地整備課長及び産業振興課長からご説明いたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 財産処分の具体的な手続について説明させていただきます。

議案関係参考資料7ページ、ごらんください。

7ページには、防集買い取り土地の交換等に係る事業フローを掲載しております。なお、交換等とあるのは、土地の交換、譲渡、貸し付けを含み交換等と言っております。

フローの最上段にあります制度設計及び必要な例規等の整備が現時点の1となっております。本条例の改正も含まれております。本条例改正が承認された後、交換可能な町有地、防集の買い取り地を台帳として整理します。これを住民の方々に広く閲覧し情報提供することで情報の公平性を確保します。その後、実際の交換等の事務手続に入っていくこととなります。

議案関係参考資料8ページ、お開き願います。

交換等に係る取り扱いについて記載させていただきました。1の経緯経過につきましては先ほど総務課長から説明があったとおりです。3に対象となる土地の範囲及び交換等の要件を記載しております。国からは復興に資することなどの条件が示されているだけであることから、当町としまして交換等の対象となる土地の範囲を黒ポツ5つほど示しております。

この中で、最後の黒ポツで記載しております復興に資することの具体例について説明させていただきます。資料①、記載しておりますけれども、①町（国や県を含む）町が行う復興事業に当たり、当該土地の交換等が事業推進上必要となる場合。これにつきましては例えば道路事業や河川堤防工事により用地買収となる民地について、その地権者が用地買収ではなく防集買い取り地を代替地として希望した場合となります。交換を行うことで事業の推進が図られるということになります。

②、町の復興事業に伴う一時的な移転用地として使用する場合。

次ページ、9ページお願いします。③、町の復興事業に伴う一時的な資材置き場等として使用する場合。この②と③の2つにつきましては基本的に先ほどの①と同じなのですが、例えば工事で必要な仮設道路設置のために民地を借地する場合や土地を借りてお店などをやっていたり、そこに資材などを置いていたりする場合、これらの一時的な移転先地にこの防集で買い取った買い取り地を希望した場合ということを想定しております。

④、⑤につきましては、なりわいの再開や新たな産業形成のためそれらの事業の方々防集買い取り地の交換等申し出た場合と想定しております。⑥は、その他町長が復興に資するための土地利用として認めた場合となっております。

今列挙しました①から⑥につきましては、優先順位を伴うものとしておりまして、仮に同一の用地、同一の防集で買った土地、買い取りした用地に同時に複数の申し出があった場合その理由を審査し、上記に列挙した番号の若い順で優先することとしております。

4番、貸し付け料等については原則として有償とし、財務規則等の規定により定めることとしております。

5番の交換等の手続等ですが、交換等が可能な土地について住民の皆様が閲覧できるよう台帳などを添えることとしております。防集で買い取った町有地の交換等受ける人は別に定める規則等の手続に従って町に申請し、町と協議を行った上で交換等受けることとなります。

以上で、当課からの細部説明を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きまして、5号の追加につきまして説明させていただきます。議案参考資料10ページをご参照願いたいと思います。

ここでは、改正の背景と概要について示させていただいておりますが、かいつまんで申し上げたいと思います。改正の背景といたしましては3行目からごらんいただきたいと思います。今後の基盤整備が進む市街地エリアなどにおける商工業の立地を促進するため、地域振

興、産業振興の観点から土地利用に係る貸し付けを行う際の条件設定や誘致交渉などにおいて適時な判断を可能とするための必要な改正でございます。なお、同様の取り組みにつきましては。県内35市町村農地14市町村が改定済みという状況になってございます。

それから、改正の概要でございます。こちらにも4条の改正に加えまして3行目後段のほうからごらんいただきたいと思います。基盤整備が完了する市街地などへの企業立地や産業集積に随時の対応を図るため、町長が地域経済の活性化に資するために特に必要と認めた事業の用に供するときとする町長の裁量を追加するものでございます。

なお、地域経済の活性化に資するものとしたしましては次のような項目を想定してございます。1つは、被災地の復興に資するものという趣旨、2つ目は復興交付金を活用した補助事業などにおいて採択となった事業。3つ目は産業基盤の整備、雇用の確保、または町のにぎわいの創出に資する事業、4つ目は南三陸町復興計画規定する施策の具現化に資する事業などを想定してございます。いずれも、できる限りスピードを上げて市街地の再生を図り、雇用創出を進めていくために必要な改正でございます。よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

町で買い上げた土地を利用してもらおうということのようですけれども、町外からの業者さんにも可能なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 可能と考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第129号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第129号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第129号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した石浜・名足地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要性が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第129号工事請負変更契約の締結について細部説明させていただきます。

契約の目的につきましては、石浜・名足地区の防災集団移転促進事業の造成工事でございます。当初の契約金額に対しまして359万3,160円を減額するものでございます。

石浜・名足団地につきましては、造成面積が約0.7ヘクタール、7区画分の造成工事を行っており、ことし1月末に工事に着手いたしまして今年30日の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

変更の理由でございますが、発生した残土6,600立方メートルほどにつきましてはばなな漁港あるいは石浜漁港の防潮堤工事に使用すべく漁港背後地に仮置場を確保できたということで、運搬距離が減少したことが主な減額の要因でございます。

議案関係参考資料11ページには、仮契約書を添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長(星 喜美男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員が退席しております。

日程第7 議案第130号 財産の取得について

○議長(星 喜美男君) 日程第7、議案第130号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました、議案第130号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、志津川東地区防災集団移転促進事業用地の取得について南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長(仲村孝二君) それでは、議案130号の細部説明をさせていただきます。

参考資料12ページをごらんください。

今回取得する土地につきましては、防災集団移転促進事業志津川東地区北工区事業用地に供するためでございます。土地の所在につきましては志津川字天王山103番1、公簿地目、現況地目とも山林でございます。土地の全体面積としましては12万2,794平方メートル、坪に換算しますと、3万7,145坪のうち取得面積につきましては1万9,861.63平方メートル、坪換算6,008坪でございます。取得単価につきましては、1平方メートル当たり870円、坪に換算しますと1坪当たり2,876円です。取得代金の総額としましては1,727万9,618円でございます。具体的な位置関係につきましては13ページ、15ページをごらんください。

契約の相手方につきましては、志津川字十日町15番地佐藤貞興さんでございます。なお、今回議案提出に当たりまして11月6日付で土地売買の仮契約書を締結しております。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第131号 普通財産の貸し付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第131号普通財産の貸し付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第131号普通財産の貸し付けについてをご説明申し上げます。

本案は、国道45号南三陸道路工事に伴う町有地の使用対策について国から協議があり、当該町有地を工事期間中無償で貸し付けたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第131号の細部説明をさせていただきます。

今回、国に対して無償貸付を行う箇所がございますけれども、細浦蛇王付近の町有地がございますが、この場所は国道45号から林道蛇王線に入って約1キロほど進んだ沿線上の山林でございます。議案関係参考資料18ページには位置図を、また19ページには構図をご用意させていただきました。

この19ページをごらんいただきたいと思います。ピンク色で着色した部分は、議員ご記憶に新しいと思っておりますけれども、道路用地として既に昨年9月定例会において議案第75号で売り払いについてご決定いただいている部分でございます。その上の緑で着色した箇所が今回の対象地でございますが、この場所は沢でございます。今回工事用地として国から貸借したい旨の協議がありましたので、議会にお諮りするものでございます。

続いて、議案書7ページをごらんください。今回、国へ貸し付ける面積は2万8,272.01平方メートル、約8,500坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第132号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第132号字の区域の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第132号字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業長清水団地造成工事の実施に伴い、長清水団地の外周を新たな境界とする字の区域の変更について地方自治法第216条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、関係資料20ページをお開き願います。防集の長清水団地の位置図が載っております。

次、21ページをお開きいただきたいと思っております。長清水団地の拡大図面が載っております。

本案は、ただいま町長が申し上げましたとおり防集の造成に伴いまして団地の外周を1つの字にしたいということでございます。

図面のように小細谷と太田と2つの字にまたがっております。小細浦が長清水地区に属していた。それから太田が寺浜地区に属していたところでございます。今回、ここに8世帯の防集の世帯が入居されるということで、小さな団地でございますので、この中に字で仕切られているということが内外的にも地域名の取り違えですとか地域の利便、コミュニティー、そういったものにも差し支えがあるということで地域の方とも相談しながら字を1つにするということにしてまいりました。

今回、小細谷の字ということにする経緯でございますけれども、ここに8世帯入居されますが、そのうち7世帯が旧長清水の方々であったということが大きな要因でございます。そういったことで地域の方々と協議が調いましたので、今回小細谷の字の区域を太田まで広げたということで提案をさせていただくものでございます。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番です。確認のためお伺いしますが、課長の答弁で住民のコンセンサスを得たと、8軒のうち7軒までは長清水の方々だということで、それはいいんですけども、今後こういう扱い、我々も懇談会に出ますと地区名を前の団地ごとにいろんな要望が出ました。その中で字界の問題も出ましたので、今後こういうことも出てくると思いますので、その辺団地の人たちのコンセンサスが得られるような説明会なり話を聞いて、町民のためになるような前向きな形でこういうことを決定していただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、字をどうするかという部分は、あくまで住民の方々との対話的なことで相談をするという手順は当然大切だと思うんですけども、最終的には議決ということで住民の方々の意見だけで字界が決まるということではございませんので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第133号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第133号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第133号宮城県市町村自治振興センター規

約の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、宮城県市町村振興協会の名称変更に伴い、宮城県市町村自治振興センター規約を変更することについて構成市町村ごとに議会に議決を必要とするものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第133号の細部説明をさせていただきます。

今回、宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてお諮りするものでございますが、この市町村自治振興センターは仙台市を除く県内34団体で構成した一部事務組合でありまして、主に市町村職員の研修業務を共同処理している組合でございます。この組合の規約を変更するためには地方自治法の変更によりまして構成団体との協議をする必要がありまして、その協議については議会の議決要件となっております。

規約の改正内容については、議案関係参考資料を用いてご説明いたします。議案関係参考資料23ページをごらんください。

規約新旧対照表になりますが、今回、第12条第2号の規定の中で、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人に名称が変更されたことに伴う規約の改正でございます。

市町村振興協会は市町村振興宝くじの収益金を有効に管理活用するために設立された一般財団法人でありましたが、事業目的の公益性が大きいことから宮城県知事から公益財団法人として認定を受けました。財団法人と公益財団法人は税制上の優遇措置があるほか大きな違いはございません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今、宮城県市町村自治振興センターということでしたけれども、宝くじの収益金及びその運用益を活用して市町村の支援をするということらしいんですけれども、このセンターに対する町の負担金とかあるんでしょうか。ありましたらその額と、これを利用してどんなことを今町が行っているのか。

もう1つなんですけれども、ことし事業計画というのがありまして、その中に貸付事業と交付事業というのがあるそうなんです。その中で交付事業はオータムジャンボという宝くじを

利用しているようなのですけれども、その中に交付額は均等に配分する均等割20%、各市町村の人口数に応じて配分する人口割が80%ということになっているようですけれども、割合について人口が多いところへはそれなりにお金が必要だというのはわかるのですけれども、当町も過疎化していきまして人口が少なくなっていますけれども、人口の少ないところに対してももう少し配慮が必要なのではないか。例えば、配分割合を5対5にするとか、そんな要望をできないのでしょうか。以上です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 質問の内容が自治振興センターではなくて、その自治振興センターの財源の支払元となっている市町村振興協会に関するご質問でございますので、何点かございましたので、順を追ってご説明申し上げます。

まず、負担金でございますけれども、自治振興センターそのものの市町村の負担につきましては、平成25年度の決算レベルですと当町では均等割と職員数割で計算されまして89万6,000円ございました。プラスして、直接職員が自治研修センターにまいりまして宿舎に宿泊して研修を受けますので、その宿舎の負担金が60万2,000円ほどございましたので平成25年度決算では149万8,000円、約150万円の負担金が発生してございます。

また、市町村振興協会の事業計画で交付金が市町村に交付されるといったご質問でございますけれども、小野寺議員のご指摘のとおりオータムジャンボの収益金が県内各市町に交付されます。その負担根拠につきましては、これもご指摘のとおり均等割と人口割、2割8割の積算根拠に基づいて交付されますけれども、人口割につきましては国勢調査人口をベースに配分されます。

平成25年度交付決定総額が約3億円ございまして、南三陸町にはそのうち均等割人口割計で493万5,000円、この金額が交付を受けてございます。当然、この事業財源につきましては雑入で受けてございますが、この事業の充当先でございまして、商工物産振興対策事業の補助金、これが25年度875万円ほど予算執行してございます。特に、商工会の事業に対する財源として執行してございまして、その財源として充当させていただいてございます。

また、その配分額の割合の問題でございますけれども、これは市町村振興協会サイドのみならず、全国レベルの組織での配分決定方法ということもございまして、機会があれば町長等が振興協会に伺う際もございまして、その見直しについて検討していただきたいと申し入れすることは可能かなと思います。

- 議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） 6番です。私も若干伺いたいと思います。年間どれぐらい利用しているのかということと、研修の内容的なものを伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） 平成25年度決算書を今手元に持ってきてございませんけれども、職員の初任研修、5年、10年と年数をたっていきますと現任職員研修がございますし、またあと係長になったときの監督者研修、課長職になったときの管理者研修等がございますので、階層ごとの年数ごとに研修が多数ございますので、件数そのものは記憶にございませんが、そういうシステム化された形で研修を行っております。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） 件数はわからないということなんですけれども、もうちょっと伺いたいのは参加する際の基準というんですか、自分で手を挙げるのかもしくは肩をたたかれるというのは変なんですけれども、どういった形での参加になるか、そのある程度の決まりがあると思うので、その決まりをお聞かせいただきたいのと、せっかくの研修ですので仕事をしていく上でのどういった形でスキルアップ、目に見えてつながるのか、それとも何らかの形で一般常識的な形でつながっていくのか、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） 職責に応じて、経験年数に応じて行う研修につきましては一定の年数がたつてまいりますと当然きちんとしたサイクルで受けさせますので、そこは個人の申し出でなくて人事当局から研修させるといった形で進めてまいりますし、また特に専門研修はそのほかございます。例えばOA研修とか法令実務研修、そういった内容によりますものにつきましては総務課から基本的に募集をいたしまして行きたい、その研修を受けたいという職員がいる場合にはその職員を優先的に派遣して行っているといった内容でございます。研修の成果でございますけれども、外見的には見えない部分もございまして、当該職員についてはしっかりスキルアップを図っていると感じております。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） その件に関してはわかりましたけれども、実は今答弁があったように研修内容としてはOAとか法令関係とありましたけれども、職員の方、人事異動があるわけなんですけれども、その際にはどういった対応になるかそこだけ最後、一旦研修を受けても人

事異動になれば何らかの形では役立つでしょうけれども、別の方が関連のところに担当になった場合どのように対処していくか、そのところだけ伺って終わりにしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員異動の参考とする場合もございますし、それを度外視して異動させる、これは宮仕えでありますから当然でございますけれども、そういった意味も込めまして毎年同様のサイクルで研修が行われておりますので、広く同様の研修を多くの職員に受けさせてグローバルな視点で物事が判断できる形で育成しているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第11回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時40分 閉会